

原子力損害について民法上の責任（不法行為責任・債務不履行責任）が成立するか

【文 献 種 別】 判決／福島地方裁判所いわき支部

【裁判年月日】 令和 1 年 6 月 26 日

【事 件 番 号】 平成 26 年（ワ）第 93 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却（控訴）

【参 照 法 令】 原子力損害の賠償に関する法律 3 条・4 条、民法 415 条・709 条・715 条

【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25563298

事実の概要

本件原告は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力（以下「東電」という。）の福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）の事故（以下「本件事故」という。）直後の緊急作業により被ばくし、精神的苦痛等による被害を被ったと主張して、損害賠償を請求した。

原告（昭和 41 年生まれ）は、平成 18 年頃から株式会社 A（以下「訴外会社」という。）に雇用され、本件原発等において、定期点検作業等に従事していた。原告は、本件事故後、自宅待機を指示されていたが、平成 23 年 3 月 20 日、訴外会社から、被告関電工の指示を受けて本件原発で働くよう指示された。東電は、3 号機タービン建屋地下 1 階において、電源盤ケーブル接続の作業を計画し、3 月 23 日に被告関電工に発注した。原告は、3 月 24 日に被告関電工の従業員から指示を受け、関電工チームの一員として本件作業を行った。

関電工チームは、APD（警報付ポケット線量計）を携帯した。そのアラームは、積算 20mSv を超えた場合及びバッテリーが切れた場合に「ピッピッピッ」と連続して鳴る設定であった。3 月 24 日の作業時点で、APD が連続した鳴り方をした。本件作業後、関電工チーム着用の APD の値を確認したところ、原告の被ばく量は 10.81mSv であった。原告は、4 月 16 日に健康診断を受診し、個人票には、前回の健康診断後に受けた実効線量として、外部被ばくによる実効線量及び合計実効線量が 20.63mSv との記載があった。

原告は、被告東電、被告関電工及び被告恒栄（2 次下請け）に対し、民法及び「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」という。）に基づき損害賠償を請求した。①主位的に、被告らに対し、安全配慮義務違反及び使用者責任（民法 715 条）に基づく損害賠償請求として、慰謝料及び弁護士費用合計 1,100 万円並びに遅延損害金の支払を求めた。原告は、「原賠法 3 条 1 項に基づく損害賠償は、原子力事業者の過失が審理対象から除外されるため、原発事故の原因究明を妨げることとなり、同目的に反する。また、被害者は、原賠法上の責任と、民法上の責任のいずれかを自由に選択すればよい」と主張した。また、②予備的に、被告東電に対し、原賠法 3 条 1 項に基づく損害賠償請求として、同じく 1,100 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

これに対し、被告らは、「原子力事業者が民法上の損害賠償責任を負うとなると、原子力事業者は、軽過失にとどまる第三者に対して求償権を行使でき、賠償金の補てんとしての保険金等の支払や政府による援助を受けることができないこととなるが、このような帰結は原賠法の目的に反する。よって、原賠法が適用される場合、原賠法をも踏まえた損害賠償制度全体の趣旨に基づき、民法の適用は排除されるべきであり、被告らは、民法上の損害賠償責任を負わない。」と主張し、また慰謝料額等について争った。本件の争点は、主位的請求に関し、被告らの民法上の損害賠償責任の有無（争点 1）、被告らの安全配慮義務違反の有無（争点 2）、被告らの使用者責任の有無（争点 3）であり、

主位的請求及び予備的請求に関し、賠償すべき損害及びその額（争点4）である。

判決の要旨

争点1から3までについて、「原賠法上の損害賠償請求権と民法上の損害賠償請求権を併存させたり、過失がある第三者への自由な求償を認めたりすると、賠償責任が分散され、それに伴い責任主体となり得る者が個々に保険を掛ける結果、上記原賠法が予定した損害賠償措置が有名無実化する上、上記政府援助も受けられず、原子力事業者自身の賠償資力が不十分となって、被害者への賠償ができない事態が生じ、ひいては原子力事業の健全な発展という原賠法の趣旨に悖る結果を招来しかねない。

以上によれば、原賠法3条1項は、民法上の損害賠償責任に関する特則をなし、原子力損害が認められる場合における事業者の不法行為責任の規定を原賠法の責任集中により適用しないとするものであり、同様に同法4条1項は、原子力損害が認められる場合において、その損害の発生について過失等がある原子力事業者に該当しない第三者の不法行為責任を、原賠法の責任集中により適用しないとするものである。」

「原告が求める安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償責任についても、原告が主張する責任原因事実は、不法行為に基づく損害賠償請求の責任原因事実と同一であって、……形式上、安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任のみであるとの理由で原賠法3条1項が適用されないと解することは、責任の分散を招く結果となり、前記（1）の原賠法の目的趣旨に悖ることとなるから、少なくとも上記不法行為に基づく損害賠償責任と同様の事実関係を責任原因とする安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく責任についても原賠法3条1項が適用され、原子力事業者である被告東電が放射線被ばくを理由とする安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任を負うことはないし、また、同様の理由から、同法4条1項の適用により原子力事業者でない被告東電を除く被告らが原告に対して放射線被ばくを理由とする安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任を負うことはない」。

争点4（賠償額の算定）について、「100mSvを下回る線量の被ばくが人体に対して有意な影響を与えることを認めるに足りるだけの証拠はない。また、原告の白血球数は、本件作業後や本件作業から7年以上が経過した時点においても基準値の範囲内であったことが認められるなど、原告が本件作業により健康に影響を及ぼす程度の被ばくをしたとは証拠上認められない。そうすると、本件作業に従事したことにより健康に影響が及ぶ程度の被ばくをしたことを前提に原告がこれによる健康不安や精神的苦痛を受けたとする原告の主張は採用できないものといわざるを得ない。」

「原告が、本件APDが20mSvを超える場合の反応を示したにもかかわらず、本件作業に従事するために本件建屋にとどまることを余儀なくされて不安や恐怖を覚えたことにより原告が被った精神的苦痛を金銭的に評価すると30万円が相当であり、これに弁護士費用3万円を加えた33万円が原告に生じた原子力損害であると認めるのが相当である。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、原子力損害に関して、原子力損害賠償法による賠償（原子力事業者の無過失責任）のみが認められるとした。また、本件原告について、発災直後の作業に関して、「作業に従事するために本件建屋にとどまることを余儀なくされて不安や恐怖を覚えたことにより原告が被った精神的苦痛」のみを損害として認め、慰謝料を認容した。

二 問題の所在

1 原賠法の特徴

原賠法は、原子力損害について、「原子炉の運転等に係る原子力事業者」の責任を規定し（無過失責任、3条）、「原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」（責任集中、4条）。政府は、原子力事業者が「第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」（政府の援助、16条）¹⁾。

原賠法でいう原子力損害は、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用……により生じた損害」（2条2項）である。原子炉の事故でも、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用……により生じた損害」でない損害、例えば単なる機械事故の損害は、原子力損害ではないため、民法の不法行為等による救済による（実例として、1981年の敦賀原発廃液漏れ事故に関する名古屋高金沢支判平1・5・17判時1322号99頁、判タ705号108頁）。この場合、無過失責任・責任集中・政府の援助等に関する原賠法規定は、適用されない。

2 第三者損害における原賠法と民法

第三者が原子力損害を被った場合、東電等を被告とする訴訟の原告は、しばしば、民法不法行為法（709条及び717条）上の責任を追及している。その理由は、理論面では、「東電の様々な注意義務違反や設置・保存上の問題点を明らかにし、その責任の重大性をより明確にしようとする」こと、実際面では、「効果論（特に、慰謝料の算定）との関係で被告の義務違反の内容や程度は重要な判断要素である」ことである²⁾。

しかし、裁判例は、原子力損害について、民法上の損害賠償責任を認めない。早い時期の裁判例として、1999年の茨城県東海村JCO事件に関する水戸地判平20・2・27（判時2003号67頁、判タ1285号201頁）は、①原賠法4条の責任集中規定により、原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じないから、原子力事業者以外の者（例えば発災事業者の親会社）は、「原賠法上はもちろんのこと、民法を含むその他のいかなる法令によっても、原子力損害の賠償を請求することはできない」、②原子力事業者についても、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特例であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され」と判示した。その後の前橋地判平29・3・17（判時2339号4頁）、千葉地判平29・9・22（LEX/DB25449077）、福島地判平29・10・10（判時2356号3頁）等、更に本件も同じである。

以上の裁判例の根拠は、責任集中³⁾と政府の援助という原賠法に特殊な制度である。これへの

批判として、①特別法上の請求権と一般法上の請求権が競合する鉱業法、製造物責任法などでは民法上の救済は排除されず、特別法の救済が一般法の救済を排除するのは、後者が前者に矛盾抵触する場合である、②民法上の救済では事業者以外の責任を認めうというが、制限可能であり、709条の責任が成立するときは原賠法3条の責任が当然成立し、政府の援助も可能である等の指摘がある⁴⁾。

解説者（小柳）は、裁判例を支持して、原賠法の立法趣旨及び構造は、原子力損害について原賠法上の賠償責任のみを認め、民法上の賠償責任を排除すると考える。そもそも、原賠法草案段階では、事業者責任（賠償額）制限が検討されていたが、これは原子力損害の賠償について民法709条等による救済を排除するものであった⁵⁾。成立した原賠法では、事業者責任限定は放棄された（被害者の賠償請求権切捨てになるなどの憲法上の問題点が法制局から指摘されたことなどが理由）が、責任集中・原子力保険・政府の援助規定など原子力賠償に独特の制度が存在する。成立後の科学技術庁の解説は、「第二章（3条及び4条のこと—小柳注）は、民法の不法行為に関する規定の特例である。その範囲において民法の規定の適用は排除される……具体的には、民法第709条から第724条までの不法行為に関する規定のうち、本章の規定によつて適用を排除されるものは、民法第709条（不法行為の要件）、第715条（使用者の責任）、第716条（注文者の責任）及び第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）であり、その他の規定は、なお適用がある。⁶⁾」と述べた。責任集中規定は、民法上の責任追及と調和しないし、政府の援助は、「第3条の規定により損害を賠償する」場合に適用され（16条）、民法上の賠償責任に適用を予定していない。また、他の事業者等は原子力保険を付保していない。

3 従業員損害と原賠法原始規定

原賠法原始規定は、従業員（「第三者」とも呼ばれた）には原賠法上の救済を設けなかった。原始規定2条2項但書きは、原賠法の適用対象である原子力損害につき「当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を除く」と規定した。従業員損害は、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用等

に起因しても、原賠法上の救済の適用外であり、労災制度及び民法上の救済を予定した。その理由は、「賠償措置につきなんらの特別の措置が講じられていない一般の第三者を先ず保護する必要がある……従業員の業務上の損害については、労働者災害補償制度がある」であった⁷⁾。

一般に労働災害制度では「労災補償制度（労災保険制度を含めて）と損害賠償制度の併存主義」によるが⁸⁾、原賠法原始規定では、原子力事業者の従業員も同様であった。この結果、労災制度を別にすれば、「従業員は、事業者の故意過失を証明する場合か（不法行為責任と解するとき）、少なくとも事業者が自己に故意過失のないことの証明ができない場合（債務不履行責任と解するとき）に始めて、これらの損害の賠償を得ることができ」、また、「従業員は、責任集中の原則の適用を受けないから、一般原則に従って過失ある第三者に対し賠償を請求することができ（民法第709条）」た⁹⁾。これは原賠法の責任集中原則に例外があることを意味する。このため、「この一角から、原子力関連事業の保護政策が、くずれるおそれがある」という批判すらあった¹⁰⁾。

4 従業員損害と原賠法昭和54年改正

昭和54年法律44号による原賠法改正は、以上の批判を承け、原始規定2条2項但書きを削り、《原賠法の救済対象である原子力損害は従業員損害を含む》とした。労災制度との調整につき、「事業者を免責とせず、労災給付が行われている間は、その相当額について賠償の履行を猶予し、それが終了した時点で給付された総額が当初予定していた額に充たないときには、改めてその差額を賠償する構成（履行猶予構成）を採」った（原賠法原始附則改正による4条1項、2項追加¹¹⁾）。昭和54年改正以後、従業員の原子力災害は、《労災補償制度と原賠制度の併存主義》となった。これは、「責任集中を徹底する」¹²⁾もので、従業員損害について、原始規定で存在した民法上の救済（民法不法行為及び債務不履行）を排除して、原賠法上の救済だけを認めた。本判決は、原賠法の沿革・構造、特に昭和54年改正の趣旨に適合的である。

以上の考え方の実際上の問題点は、慰謝料算定だが、この点は、被告の態様を考慮した慰謝料算定が可能であると考えられる。ところが、本件の

慰謝料認定はあまりにも簡単であり、事故直後の原発作業での恐怖等への配慮がみられない。本判決は、この点では不十分である。

●——注

- 1) 大塚直「原子力損害賠償法の改正とその課題——責任の範囲及び責任主体の関係を中心として」論究ジュリ29号（2019年）90頁。
- 2) 窪田充見編『新注釈民法 15 債権 8——事務管理・不当利得・不法行為 1』（有斐閣、2017年）721頁〔吉村良一〕。
- 3) 解説者は、現在では責任集中制度の必要性は疑わしいと考えているが、解釈論としてはこれを前提とせざるを得ない。東京高判平29・12・8LEX/DB25449118は、「責任集中制度は憲法29条2項に違反しない」と判示した。理由は、「責任集中制度は、原子力損害に係る損害賠償請求権の相手方を制限するという限りにおいて、被害者の財産権を制限する」が、「責任集中制度は、損害賠償措置及び政府の援助が併用され、政府の援助は被害者の保護を図るために必ず行うものとされており、原子力損害を被った被害者の損害賠償請求権の保護が十全に図られている」ことである。最決平31・1・23LEX/DB25562618は、同事件につき、上告棄却、上告不受理とした。
- 4) 大坂恵里「東電の責任」淡路剛久監修／吉村良一ほか編『原発事故被害回復の法と政策』（日本評論社、2018年）16頁。吉村良一「小高訴訟・京都訴訟・首都圏訴訟・浜通り避難者訴訟判決の概要」同書319頁。
- 5) 拙稿『原子力損害賠償制度の成立と展開』（日本評論社、2015年）62頁、257頁。
- 6) 科学技術庁原子力局編『原子力損害賠償制度〔初版〕』（通商産業研究社、1967年）42頁。拙稿「立法資料：『原子力損害の賠償に関する法律案想定問答 昭和36年3月原子力局』」獨協97号（2015年）152頁も同趣旨である。
- 7) 科学技術庁原子力局編・前掲注6）書39頁。
- 8) 菅野和夫『労働法〔第11版補正版〕』（弘文堂、2017年）630頁。
- 9) 「原子力事業従業員災害補償専門部会報告」（昭和40年5月31日）原子力委員会月報10巻6号（1965年）5頁、真崎勝「原子力損害賠償法と労災補償体制——対従業員賠償措置の繰り入れ」損保38巻3号（1976年）34頁。
- 10) 金澤良雄「原子力事業従業員の原子力災害補償問題——原子力委員会専門部会報告書に寄せて」ジュリ327号（1965年）55頁。
- 11) 内田邦夫「原子力損害の賠償に関する法律の一部改正」ジュリ696号（1979年）90頁。また、科学技術庁原子力局編・前掲注6）書改訂版（1980年）117頁。
- 12) 内田・前掲注11）89頁。